

令和6年度 姫路市立南大津小学校いじめ防止基本方針

姫路市立南大津小学校

1 本校の方針

本校は「豊かな心を持ち、自ら学び行動し、たくましく生きる子の育成」を学校の教育目標に据え、「自己肯定感や自尊心が高い子」「共に学ぶ子」「最後までやりぬく子」をめざす児童像として取り組んでいる。

上記の目標を達成するために生活指導においては、児童一人ひとりの人格の健全な育成を図るとともに、「いつ」「どのような場所」においても、その時々状況にふさわしい適切な行動の仕方を自分自身で判断し、実行できる力を培うことをねらいとしている。

2 いじめについての基本的な考え

いじめの定義は「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）」である。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめは、

- ・どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ・人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・その行為の態様により暴行、恐喝、強要等刑罰法規に抵触する。
- ・教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- ・家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ・学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ・暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- ・加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

ことを共通認識とする。

3 いじめ防止等の具体的な取り組み

(1) 未然防止

- ①学校の全教育活動を通した豊かな心の育成 ②自尊感情・自己有用感の育成
- ③わかる授業の推進 ④小中一貫教育の推進
- ⑤校内研修の充実 ⑥いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
- ⑦インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(2) 早期発見

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・休み時間等の日常的な実態把握 | ・いじめアンケートの活用 |
| ・教育相談日の設定 | ・個人面談 |

これらを通じて早期発見していく。そのためには、日ごろからの児童・保護者との信頼関係を気付いていかなければならない。

(3) 早期対応

いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に取り組んでいく。

- ① 正確な実態を把握する。(複数教員の聞き取り、周囲児童への聞き取り等)
- ② いじめ対応チームによる対応策の検討・決定。
- ③ いじめを受けた、又はいじめを知らせた児童の安全の確保。
(登下校、休み時間等の見守りを強化する。)
- ④ 保護者との連携。関係機関への連絡。

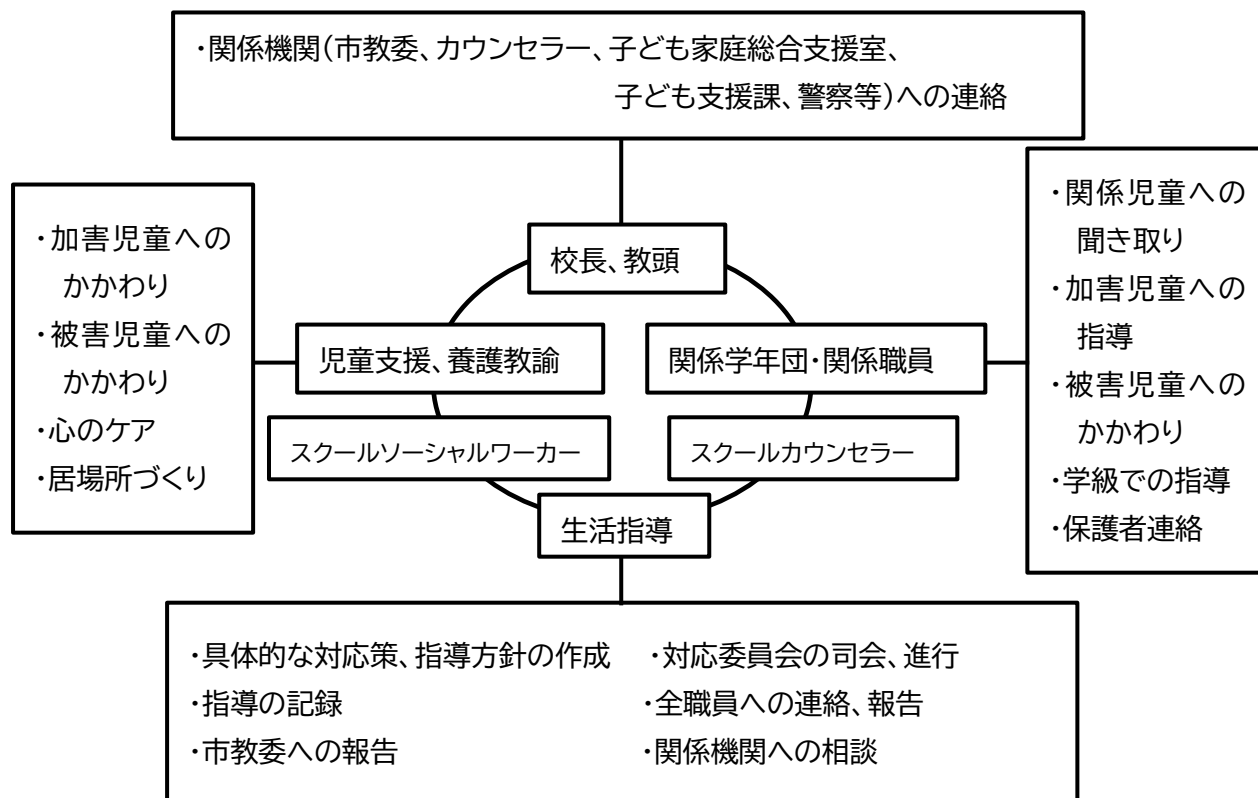
(4) 追跡指導

- ① いじめ解消の確認。
少なくとも2つの条件を満たされていることを確認する。
 - ・心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が、少なくとも**3か月**は継続していること。
 - ・いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談により確認されていること。
- ② 保護者への連絡。
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、引き続き十分な観察と指導を行う。
- ④ 事後指導。
加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促す。

(5) いじめ防止等の検証及び見直し

- ① 解消されたいじめ事案について、検討を行い、未然防止・早期対応について検証を行う。
- ② 学校評価において、総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

4 いじめ対応チームの役割と位置づけ



5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

児童が自殺を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

重大事態への対応

- ① 学校の設置者又は学校が調査を行う。
 - ・「いつから」「誰から」「どのように」「学校はどのように対応したか」等、事実関係を明確に速やかに調査する。
 - ・調査を行う委員は、専門知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を図る。
- ② いじめを受けた児童及び保護者に対する情報の提供。
 - ・いじめを受けた児童及び保護者に対する情報の提供する責任を有することを踏まえる。
- ③ 再調査及び結果を踏まえた措置。

令和6年度 年間指導計画

	職員会議・研修等	未然防止・早期発見	保護者・地域
4月	生活指導・児童支援委員会(共通理解) 学級づくり・仲間作り 小中情報交換会	教育相談	校外補導
5月	生活指導・児童支援委員会	教育相談	校外補導
6月	生活指導・児童支援委員会	教育相談 いじめアンケート	校外補導
7月	生活指導・児童支援委員会	教育相談 ライフスキル教育に関する授業(5・6年)	個別懇談会① 校区人権研修会 校外補導
8月	小中合同研修 カウンセリングマインド研修		校外補導
9月	生活指導・児童支援委員会	教育相談	校外補導
10月	生活指導・児童支援委員会	教育相談	校外補導
11月	生活指導・児童支援委員会	教育相談 いじめアンケート ネットモラル授業	校外補導
12月	生活指導・児童支援委員会	教育相談 ライフスキル教育に関する授業(5・6年)	個別懇談会② 校外補導
1月	生活指導・児童支援委員会	教育相談	校外補導
2月	生活指導・児童支援委員会 小中合同生活アンケート 小中合同生活アンケート分析	教育相談 いじめアンケート	校外補導
3月	生活指導・児童支援委員会 小中情報交換会 小中合同生徒指導年間計画 いじめ防止基本方針 見直し	ライフスキル教育に関する授業(5・6年)	校外補導

「いじめ」問題に対して組織的に対応するための校内システムを構築する

姫路市立南大津小学校

いじめ対応の共通理解

- ・いじめはどの児童にも起こりうる問題として取り組む
- ・人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- ・問題が発生した場合は一人で抱え込まず、生活指導・管理職に報告する
- ・すぐに対応チームを組織し、問題解決に向けて動く

「いじめ予防」の取組

教師

- ・いじめ問題に対応するための研修をする
- ・授業力を向上させる
- ・教師間の連携を密にする
- ・教師が相談できる立場になる
- ・関係機関と情報を共有する

児童

- ・「自分のよさ」「自分らしさ」を発揮する
- ・違いを認め合える力をつける
- ・おかしいことに気が付ける人権感覚を磨く
- ・おかしいことを指摘できる実践力をつける

家庭・地域・関係機関

- ・保護者への啓発
- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・スクールソーシャルワーカーとの連携
- ・警察との連携
- ・放課後児童クラブとの連携 等

(1) 発見

- ・アンケートの実施
- ・日記、作文
- ・日常的な観察(授業、休み時間、給食時等)
- ・保護者からの連絡
- ・教師間の情報交換
- ・教育相談日

(2) 対応

- ・対応委員会の設置
- ・事実確認
- ・個別指導
- ・全体指導
- ・家庭訪問
- ・生活指導・児童支援委員会
- ・いじめた児童への指導
- ・いじめられた児童への支援
- ・周囲の児童への指導
- ・保護者への連絡

(3) 追尾

- ・いじめられた児童のケア
- ・いじめた児童のケア
- ・事後指導
- ・家庭との連絡
- ・解消されたとしても、継続的に指導、観察を行う